

相・続・通・信 第4号



相続手続支援センター

◆松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

◆長野駅前店

〒380-0935 長野県長野市中御所 2-14-14

TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

相続手続支援センター

◆ 松本店日曜日オープン記念セミナー 『知って得する相続知識』 開催決定 ◆

桜の季節も終わり新緑の頃、緑が目眩しく、気持ちのよい季節になりましたね。植物も動物も目に見えるものが生き生きとして見えます。

さて、相続手続支援センターでは3月15日(土)に『知って得する相続知識』というテーマで、松本、長野でセミナーを開催いたしました。お忙しい中お越し下さった皆様、ありがとうございました。定員に達しお断りしてしまった皆様、本当に申しわけありませんでした。プレゼントの「自筆証書遺言作成セット」も好評で、セミナー後早速遺言書を作成してみたという方もいらっしゃいました。

前回参加できなかった皆様のためにも、同じ内容で、**6月14日(土)**に諏訪、松本でセミナーを開催することに決定いたしました！！

1 場所・諏訪会場：諏訪市文化センター第3会議室 10:00～12:00
松本会場：勤労者福祉センター第5会議室 15:00～17:00

2 内容・1部 「あなたの相続知識は本当に正しいですか？」
2部 「こんな理由で争続になりました」

3 特典・その場で書ける「**自筆証書遺言作成セット**」プレゼント

お電話にてご予約をお待ちしております！！セミナーの詳細に関しましては、ブログ(<http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>)でも順次ご案内していきます。

相続“豆”知識

Q

遺言書の検認をすれば、すべての手続が遺言通りにできますか？

A

相続通信3号では「遺言書の検認について」お知らせしました。相続発生後、自筆証書遺言があるときは、家庭裁判所に検認の申立をする必要があります。検認のない自筆の遺言書では、亡くなられた方の預貯金を下ろしたり、不動産を相続したりはできません。だからといって、検認は全ての手続きが出来ることを約束するものではないことに注意してください。検認は遺言書の有効、無効を確定するものではありません。書き方が不十分であると、銀行や法務局で受け付けてもらえず、遺産分割協議書を作成せざるを得ないケースも…折角遺言をするなら確実なものを。そのご希望を叶えるものが公正証書遺言です。遺言についてのご相談、承っております。お気軽にご相談下さい。

相続手続支援センター



証明書申請時の本人確認が義務付けられます。

「戸籍法」及び「住民基本台帳法」の一部が改正されたことに伴い、5月1日から市役所等の窓口で戸籍などの証明書を申請する際に、本人確認が義務付けられることになりました。窓口を訪れた本人をはじめ代理人、使者、法人担当者について以降本人確認が求められます。

対象となる証明書は、松本市の場合、住民票の写し・住民票記載事項証明書などの住民票関係、戸籍の附票、戸籍謄抄本・除籍謄抄本・届出書記載事項証明書などの戸籍証明関係のほか、身分証明書、結婚情報サービス、結婚相談業者提出用証明書なども含まれます。また不在住・不在籍証明書なども対象となっており、そのほかの行政証明も含まれます。

窓口における本人確認書類としては、免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳のほか、近年認知度が高まってきた住民基本台帳カード（顔写真付）も使えます。さらにこれ以外でも、本人と確認できる書類については認められるとされています。これらは原本のみ有効でコピーは認められません。

代理人や使者（使いの者）については、本人確認に加えて、さらに委任状などの書面によって代理権限の確認が行われます。窓口請求ではなく、郵送請求の場合は本人確認書類についてコピーの使用が認められています。なお返送先は現住所とすることが必要です。

今回の改正に伴って罰則も強化されました。偽りその他の不正な手段により戸籍証明書の交付を受けた者は30万円以下の罰金が科されます。なお、概略では分かりづらい個別の詳細については、もよりの市町村窓口にお問合せ下さい。

固定資産税を見直してみませんか？

今年も固定資産税の納税通知が送られてくる時期となりました。皆様はこの納税通知の税額に疑問を持たれたりはしていますか。

この度、『固定資産税のしくみを考える』というテーマでセミナーを開催することになりました。固定資産税を見直した結果、税額が減少した事例を交えながら、これからの固定資産税について一緒に考えませんか。

日時・地域・会場は下記のとおりとなります。(参加費:無料)

5/17(土)	AM10:00~11:30	諏訪会場	紅や
5/17(土)	PM15:00~16:30	上田会場	上田創造館
5/24(土)	AM10:00~11:30	長野会場	犀北館
5/24(土)	AM10:00~11:30	松本会場	松本勤労者福祉センター
5/31(土)	AM10:00~11:30	伊那会場	いなっせ
5/31(土)	PM15:00~16:30	飯田会場	飯伊地域地場産業振興センター

ご予約・お問い合わせ先

長野・上田地域 Tax House 長野駅前店 TEL0120-973-735 FAX026-291-4163
その他の地域 相続手続支援センター TEL0120-973-713 FAX0263-87-2117

ご予約の上お越し下さい。皆様のご参加お待ちしております。